

仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、岡山県広域水道企業団（以下、「企業団」という。）において、平成29年度に購入するテレメータ装置（親局及び子局）について適用する。

(納入期限)

第2条 納入期限は、平成29年12月25日（月）までとする。また、納入日は、企業団係員（以下、「係員」という。）と協議して取り決めるものとする。

(予定数量及び納入場所)

第3条 予定数量：テレメータ装置（親局及び子局） 3式
納入場所：岡山市東区寺山650番地（岡山浄水場）

(品質)

第4条 納入するテレメータ装置（親局及び子局）は、定められた仕様に適合しなければならない。別紙に示す仕様をすべて満たすこと。

(納入書及び請求書等)

第5条 納入時に業者は、納品書を係員に提出し、請求書は係員へ郵送又は持参しなければならない。代金の支払いは、現地単体調整試験の完了後とする。

(納入時の注意事項)

第6条 業者は、機器選定の段階においてあらかじめ納入仕様書を提出し、係員の承諾を得なければならない。

2 業者は納入時、機器・材料確認書を作成し、係員の立ち会いのもと納入仕様の確認をしなければならない。また、納入したテレメータ装置（親局及び子局）に不適合が発生した場合には、係員の指示に従い業者の負担により速やかに交換しなければならない。

3 納入するテレメータ装置（親局及び子局）は、契約年以降に製造されたものでなければならない。

(その他)

第7条 本仕様書に記載されていない事項で機能上・法令上必要なものは装備すること。疑義が生じた場合は、企業団と業者協議の上、企業団の指示に従うこと。

2 テレメータ装置（親局及び子局）の設置は、企業団発注の工事で行うこととし、本契約には含まない。

3 納入業者は、企業団が指定する日に、専門の技術者を派遣して機器の単体試運転、調整を行うこととし、その費用は納入業者の負担とする。

(指定製造業者)

第8条 納入する機器は、次の各製造業者のものとする。

東芝、日立製作所、富士電機、三菱電機、明電舎、アズビル、横河電機